

「共済事業向けの総合的な監督指針」及び「消費生活協同組合模範定款例」 新旧対照表

参考

改 正 後	現 行
第1 共済事業向けの総合的な監督指針	第1 共済事業向けの総合的な監督指針
II 共済事業監督上の評価項目	II 共済事業監督上の評価項目
II-3 業務の適切性	II-3 業務の適切性
II-3-6 利用者の保護等	II-3-6 利用者の保護等
II-3-6-2 共済金等支払管理態勢	II-3-6-2 共済金等支払管理態勢
(1) (略)	(1) (略)
(2) 主な着眼点 ①～④ (略) ⑤ 支払管理部門における態勢整備 ア～キ (略) <u>ク 総支払額が確定する前に共済金の一部を支払う、いわゆる内払いを行う場合の組合の対応について、被共済者間や被害者間の公平性の確保の観点から、マニュアル・規程等に、内払いに係る手続きを定め、内払いを行う場合を例示するなど、被共済者のニーズのみならず被害者のニーズにも留意し、適切に対応する態勢整備を図っているか。</u> ケ～ス (略)	<u>ク 総支払額が確定する前に共済金の一部を支払う、いわゆる内払いを行う場合の組合の対応について、被共済者間や被害者間の公平性の確保の観点から、マニュアル・規程等に、内払いに係る手続きを定め、内払いを行う場合を例示するなど、被共済者のニーズのみならず被害者のニーズにも留意し、適切に対応する態勢整備を図っているか。</u> ケ～シ (略)
II-3-10 適切な表示の確保 (1)～(2) (略) (3) 適正な表示を確保するための内部規定が適切に策定されているか。 ①～② (略) ③ 共済商品・サービス等に関する表示が客観的事実に基づくものとなっているか。 例えば、業界における最上級その他の序列を直接に意味する用語、唯一性を直接に意味する用語又は相対的な優位性があることを意味する用語を使用する場合は、その主張する内容が客観的に実証されているか。 ④ 共済商品・サービス等に関する表示に業界における最上級その他の序列を直接に意味する用語、唯一性を直接に意味する用語又は相対的な優位性があることを意味する用語を使用する場合は、その主張する内容の根拠についても明確に表示しているか。 例えば、「最高」、「最低」、「日本一」、「ナンバーワン」、「唯一」、「業界初」、「ワイド」、「最低水準」、「割安」等の用語を使用する場合は、その用語の根拠となった調査方法、出典又は前提条件を表示する必要がある。 ⑤ (略)	II-3-10 適切な表示の確保 (1)～(2) (略) (3) 適正な表示を確保するための内部規定が適切に策定されているか。 ①～② (略) ③ 共済商品・サービス等に関する表示が客観的事実に基づくものとなっているか。 例えば、業界における最上級その他の序列を直接に意味する用語、唯一性を直接に意味する用語を使用する場合は、その主張する内容が客観的に実証されているか。 (新設)
IV 共済事業規約の認可に係る審査上の留意点等 (削除) 共済事業規約の設定又は変更若しくは廃止の審査に当たっては、効率化、明確化及び透明化の観点から、共済事業規約の認可に係る審査上の留意点等を公表し、順次改訂のうえ現在に至っている。	IV 共済事業規約の認可に係る審査上の留意点等 (1) 基本的事項 共済事業規約の設定又は変更若しくは廃止の審査に当たっては、効率化、明確化及び透明化の観点から、共済事業規約の認可に係る審査上の留意点等を公表し、順次改訂のうえ現在に至っている。

改 正 後	現 行
<p>組合から生協法第 26 条の 3 第 1 項又は第 40 条第 5 項の規定に基づき、共済事業規約の設定又は変更若しくは廃止に係る認可申請が行われた場合の審査に当たっては、特に以下の点に留意することとする。</p> <p>なお、平成 22 年 4 月より保険法が施行されており、その中で共済契約者等を保護するための規定の整備等が行われたところ。保険法の規定を踏まえた商品審査を引き続き行っていくとともに、審査上の留意点等については、より効率化、明確化及び透明化を図る観点から適時に改訂を行っていくこととする。</p> <p>(削除)</p>	<p>組合から生協法第 26 条の 3 第 1 項又は第 40 条第 5 項の規定に基づき、共済事業規約の設定又は変更若しくは廃止に係る認可申請が行われた場合の審査に当たっては、特に以下の点に留意することとする。</p> <p>なお、本件共済事業規約の認可に係る審査上の留意点等については、より効率化、明確化及び透明化を図る観点から適時に改訂を行っていくこととする。</p>
<p>IV-1 審査要領</p> <p>IV-1-1 保障内容</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 支払事由が明確なものとなっているか。</p> <p>①~② (略)</p> <p>③ 共済契約者等の範囲</p> <p>共済契約者及び共済証書等に記名された被共済者は、組合員（生協法第 12 条第 2 項の規定により組合員とみなされる者を含む。）に限ること。</p> <p>ただし、①のオからサまでの共済事業にあっては、原則として、被共済者を共済契約者と同一の者とすること。</p> <p><u>(注) 「共済証書等」とは、共済証書、加入申込書、加入引受一覧その他これらに類する書類をいう。</u></p> <p>IV-1-12 保険法対応</p> <p>保険法においては、共済契約者等を保護するために共済契約者等に不利な共済事業規約の内容を無効とする片面的強行規定が設けられており、当該規定を潜脱するような事業規約内容となっていないかどうか以下に留意して審査を行うこととする。</p> <p>なお、これらに加えて、無効、解除、免責、失効等、共済金を支払わないこととなる事由については、保険法において任意規定とされている規定もあるが、当該規定に係る共済事業規約の内容によっては、片面的強行規定に抵触する場合（例えば、危険増加後に発生した共済金給付事由の全てを免責とする場合など）もあり得ることに留意する。</p> <p>(削除)</p>	<p>IV-1 審査要領</p> <p>IV-1-1 保障内容</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 支払事由が明確なものとなっているか。</p> <p>①~② (略)</p> <p>③ 共済契約者等の範囲</p> <p>共済契約者及び被共済者は、組合員（生協法第 12 条第 2 項の規定により組合員とみなされる者を含む。）に限ること。</p> <p>ただし、①のオからサまでの共済事業にあっては、原則として、被共済者を共済契約者と同一の者とすること。</p> <p>IV-1-12 保険法対応</p> <p>(1) 保険法においては、共済契約者等を保護するために共済契約者等に不利な共済事業規約の内容を無効とする片面的強行規定が設けられており、当該規定を潜脱するような事業規約内容となっていないかどうかに留意して審査を行うこととする。</p> <p>なお、その際、無効、解除、免責、失効等、共済金を支払わないこととなる事由については、保険法において任意規定とされている規定もあるが、当該規定に係る共済事業規約の内容によっては、片面的強行規定に抵触する場合（例えば、危険増加後に発生した共済金給付事由の全てを免責とする場合など）もあり得ることに留意する。</p> <p>(2) 共済事業規約の認可申請が行われた場合には、以下の点に留意して審査するものとする。また、③については、解除権が濫用されることのないよう特に留意する。</p>

改 正 後	現 行
(1) (略) ①～② (略)	① (略) ア～イ (略)
(2) (略) ①～③ (略)	② (略) ア～ウ (略)
(3) (略)	③ (略)
第2 消費生活協同組合模範定款例	第2 消費生活協同組合模範定款例
第6章 会計 (資産運用の基準) ^{(注)1} 第〇〇条 この組合は、共済事業に属する資産を資産運用に関する規程に基づき、次に掲げる方法 ^{(注)2} で運用するものとする。 (1) 銀行、長期信用銀行、信用金庫、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、労働金庫又は農業協同組合、中小企業等協同組合若しくは水産業協同組合又はこれらの連合会で業として預金又は貯金の受入れをすることができるものへの預金又は貯金 (2)～(4) (略) 2～4 (略) (注) 1～(注) 4 (略)	第6章 会計 (資産運用の基準) ^{(注)1} 第〇〇条 この組合は、共済事業に属する資産を資産運用に関する規程に基づき、次に掲げる方法 ^{(注)2} で運用するものとする。 (1) 銀行、長期信用銀行、信用金庫、農林中央金庫、商工組合中央金庫、労働金庫又は農業協同組合、中小企業等協同組合若しくは水産業協同組合又はこれらの連合会で業として預金又は貯金の受入れをすることができるものへの預金又は貯金 (2)～(4) (略) 2～4 (略) (注) 1～(注) 4 (略)
第8章 雜則 (公告の方法) 第78条 この組合の公告は、以下の方法で行う。 ^{(注)1} (1)～(3) (略) (4) 電子 <u>公告</u> による方法 2 (略) (注) 1～(注) 2 (略)	第8章 雜則 (公告の方法) 第78条 この組合の公告は、以下の方法で行う。 ^{(注)1} (1)～(3) (略) (4) 電子 <u>広告</u> による方法 2 (略) (注) 1～(注) 2 (略)